

令和7年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	障がい施設等価格高騰重点支援事業	①エネルギー価格高騰の影響を受けている障がい施設等に対し、施設に係る電気・燃料費等へ交付金を交付することにより、事業者の負担軽減支援を行うもの。 ②交付金 ③<交付金> ・通所(障がい者)施設 @17,000円×11施設=187千円 ・通所(障がい児)施設 @13,000円×4施設=52千円 ・入所施設 1名につき2,000円×105名(11施設)=210千円 <事務費> ・通信運搬費及び振込手数料 7千円 ④市内通所(障がい者・障がい児)施設、入所施設	R7.8	R7.12
2	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	私立保育施設価格高騰重点支援事業	①エネルギー価格高騰の影響を受けている私立保育施設に対し、施設に係る電気・燃料費等へ交付金を交付することにより、事業者の負担軽減支援を行うもの。 ②交付金 ③<交付金> ・19人以下 @35,000円×8施設=280千円 ・20～59人 @95,000円×7施設=665千円 ・60～99人 @178,000円×3施設=534千円 ・100人以上 @260,000円×2施設=520千円 <事務費> ・通信運搬費及び振込手数料 6千円 ④市内認可保育所、小規模保育施設、幼稚園型認定こども園、事業所内保育施設、私立幼稚園	R7.8	R7.12
3	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	高齢・介護施設等価格高騰重点支援事業	①エネルギー価格高騰の影響を受けている高齢・介護施設事業者に対し、施設に係る電気・燃料費等へ交付金を交付することにより、事業者の負担軽減支援を行うもの。 ②交付金 ③<交付金> ・訪問系 事業所割 @10,000円×28事業所=280千円 ・通所系 事業所割 @13,000円×26事業所=338千円 ・複合型サービス 事業所割 @13,000円×4事業所=52千円 (宿泊サービスの利用定員割) @2,000円×28床=56千円 ・入所系 定員割 @2,000円×1,418床=2,836千円 <事務費> ・通信運搬費及び振込手数料 36千円 ④市内高齢・介護施設事業者	R7.8	R7.12

令和7年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
4	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療機関等価格高騰重点支援事業	①エネルギー価格高騰の影響を受けている医療機関(医科・歯科)や薬局に対し、施設に係る電気・燃料費等へ交付金を交付することにより、事業者の負担軽減支援を行うもの。 ②交付金 ③<交付金> ・施術所 @7,000円×9施設= 63千円 ・薬局 @14,000円×19施設= 266千円 ・歯科診療所 @28,000円×20施設= 560千円 ・診療所(無床)@28,000円×13施設= 364千円 ・診療所(有床)@70,000円×1施設+1床につき5,000円×6床=100千円 ・病床あり(299床以下) @70,000円×5施設+1床につき5,000円×314床=1,920千円 ・病床あり(300床以上) @139,000円×1施設+1床につき5,000円×328床=1,779千円 <事務費> ・通信運搬費及び振込手数料 26千円 ④市内病院及び診療所、歯科診療所、保険薬局、施術所	R7.8	R7.12
5	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	事業者省エネ設備更新支援事業	①長引くエネルギー・物価高騰の影響を受けている市内事業者等の事業継続を支援するため、事業者等が実施する省エネルギー効果の高い設備等への更新に対して支援を行う。 ②補助金 ③<補助金> ・15,000千円(@1,000千円×15件) <事務費> ・人件費 293千円(6カ月(9月～2月))※会計年度任用職員に係る超過勤務分 ・事務費 271千円(PPC用紙等消耗品、印刷代、郵送料、等) ※臨時交付金以外の財源の799千円については一般財源を充てる。 ④<補助対象者> ・市内の事業者、組合等 <補助対象経費> ・エネルギー消費量の減少が確認できる省エネ設備の更新に必要な経費 ・省エネ設備等の更新を行うために必要な外注費 ・省エネ設備等の更新に伴い発生する既存設備の撤去費用 <補助率> ・2/3以内 <補助上限額> ・1,000千円(補助下限額 50千円、1事業者当たり1申請) <補助対象設備> ・高効率照明(既存照明からLED等への更新に限る) ・空調設備(既存設備の更新に限る) ・電気冷蔵庫、電気冷凍庫(同上) ・機械設備等(同上)	R7.8	R8.3